

国立大学法人群馬大学教職員ハラスメント防止対策委員会規程

平成19. 6. 1 制 定
改正 平成23. 4. 1 平成25. 4. 1
平成26. 4. 1 平成28. 7. 1
令和 2. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この規程は、国立大学法人群馬大学教職員ハラスメントの防止等に関する規則第7条に規定するハラスメント防止対策委員会（以下「委員会」という。）に関して必要事項を定める。

(任 務)

第2条 委員会の任務は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ハラスメント防止のための研修等に関すること。
- (2) パンフレットの作成，ポスターの掲示，意識調査等による啓発活動に関すること。
- (3) その他ハラスメントの防止及び対策に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事のうち学長が指名する者
- (2) 共同教育学部長
- (3) 社会情報学部長
- (4) 医学系研究科長
- (5) 保健学研究科長
- (6) 理工学府長
- (7) 大学教育センター長
- (8) 総務部長，学務部長，人事労務課長及び学生支援課長
- (9) その他学長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第9号の委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第8条 委員会の事務は、総務部人事労務課において処理する。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この規程は、平成19年6月1日から施行する。

2 この規程施行後、最初に委嘱される第3条第8号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。